

# 「ぎっくり腰」の治療で給付対象に

M・Yさん (女性)

日頃、心身ともに健康は人一倍自信がありました。が、深夜に寝ていると今更で感じたことのない痛みが腰に走りまわりました。起き上が



ることも服を着替えることもさき痛く、時間がかりました。それでも3日間出勤しましたが、声を出すだけで激痛を感じるようになり、「さすがにこれはおかしい」と思い近所の病院に行くと、ガーン! 診断は「ぎっくり腰」、情けなく涙も出ませんでした。

当然、職場にも迷惑をかけてしまつことになりましたが、気持ちを切り替えて治療に専念し、腰をかばいながら回復しました。

「ぎっくり腰」はつらかったですが、「自治労連セツト共済」に加入していた

## “仲間の助け合い” だからお得! 自治労連共済

組合員としての助け合いである自治労連共済は、随時加入可能です。共済についてのお問い合わせは、府職労書記局 06(6941)3079まで

おかげで、治療費・通院費の給付だけでなく、診断書費用も手元に戻りました。幸いなことに金銭面では「痛い思い」をしないで済みました。私の場合は、セツト共済8型(月掛け金3260円)に入っています。今

回、病氣通院として49日間が認められ、日額2500円の補償なので、12万2500円が給付されました。さらに、診断書費用代として5000円もあり、合計12万7500円が給付されました。病気やけがの状況により給付金額は変わるの

で共済担当者に相談してください。年齢を重ねるごとに気を付けていても、病気やけがは向こうからやってきます。しかし、みなさん自治労連共済は親身に添えてくれる強い味方です。転ばぬ先の杖ですよ。ぜひご加入をお勧めします。

### 今回の大雪で住宅に被害でいませんか?

組合員の方は、組織共済「自然災害」給付に該当する場合があります。さらに、火災共済へ加入している方は、「風水害による損害」に該当する場合がありますので、何か被害のあった方はご相談ください。

### 読者のつづやき

インフルエンザが流行っています。早く暖かくならないかな。  
岡田敏男さん

大変な仕事も同僚に恵まれると感じるものだとシミジミ感じています  
八尾保健所 室井千晶さん

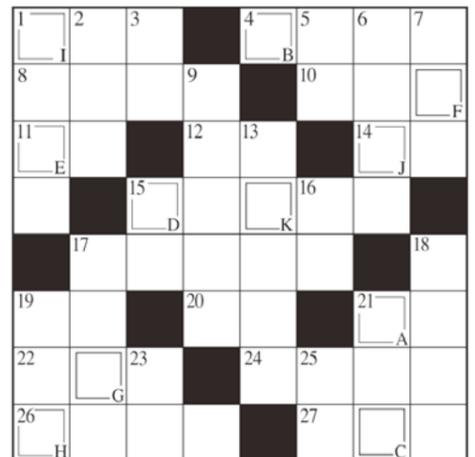
もういい加減「府市統合」とやらの死語はこの世から抹消してもらいたいもんです。  
匿名希望

### タテのキー♡

- ①年の暮れ
- ②やとつこと
- ③〇〇多くして功少なし
- ④洗濯〇〇、羽子〇〇
- ⑤情勢の変化に
- ⑥辛い経験。を喫する、をなめる
- ⑦国や国際間の重大な危機

## クロスワードクイズ

カギを解き、二重ワクに入る文字をアルファベット順に並べてできる言葉は何でしょう。



- ⑧ たしかな証拠
- ⑨ 〇〇作権、〇〇書
- ⑩ 〇〇得助定
- ⑪ 走者が次の塁に進むこと
- ⑫ ビゼー作曲の有名な歌劇
- ⑬ 党員の比較的小ない党派
- ⑭ 加害の対。妄想
- ⑮ 織女星とも言う一等星
- ⑯ カトリック教会での儀式
- ⑰ 朝〇〇晩の三食つき
- ⑱ たのみとする所。の
- ⑲ ない身
- ⑳ 孵化すると海へ向かう
- ㉑ 排気ガスの略。規制
- ㉒ 判子がなければ

## 憲法をいかし実行しよう!

私たちのくらし・仕事と日本国憲法

### 日本国憲法「第9条」

府職労共闘部長 永本 隆行

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

あらためて読んでみる

と「では、自衛隊はどうなの?」「駐留米軍って?」といった素朴な疑問を抱くのも不思議ではなく、自民党の憲法改正草案において「自衛隊を国防軍にする」といった主張も理解しがたくなはれない。

そこで、学説や過去の判例を基に考えてみようと思う。学説的には憲法9条により侵略戦争とともに自衛戦争も放棄された」というのが通説とな

ては抑制的ではあるものの、過去にこつこつとした判例がある。判例1: 駐留米軍基地周辺でデモ行進していた参加者の一部が、外周柵の一部に穴が開いていたのでそこから基地内に入ったため不法侵入と捕まり裁判が始まった。しかし、地裁での裁判過程において、なぜか駐留米軍が憲法違反に当たるか否かという争点へと変わ

り、「駐留米軍を認める」ということは、自国とは直接関係ない戦争に巻き込まれる可能性があるの

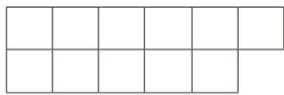
で、憲法の精神に反することになり、自衛の目的で許容するのは、指揮権等の有無にかかわらず、本条にて禁止している戦力に当たる」とした違憲判断による無罪となった。

しかしながら、三審制であるにも関わらず、いきなり最高裁へと跳躍した。判決が開始された。地裁は「自衛隊は憲法9条における戦力に当たると判断し、自衛隊の存在が違憲である」として、住民の訴えを認める判決を行った。その後、国が判決は不服として高裁へ控訴し、高裁判決は「自衛隊の設置等に関しては高度な政治的判断を要するものであり、司法審査の対象とはならない」として住民の訴えを退け、最高

裁へ上告しようとして、憲法違反の有無について判断することもなく訴えを退け、高裁判決で確定した。

このような事例を見るかぎり、司法として「憲法第9条」に関しては明確な違憲判断を下すことはないことからも、国民一人ひとりが「平和主義」の象徴である「憲法第9条」がどうあるべきなのかを考え、また、国民的議論の広がりや深まりを経たのち、必要となれば改正を行うべきであり、政府や国会が主導して決めるべき性質のものではないと思う。みなさんはどう考えますか?

### 【解答】



クロスワード 2月号の解答と当選者

答え=非正規増え景気底冷え

### 当選者

- 中西 秀美 (教育センター)
- 室井 千晶 (八尾保健所)
- 前園 伸作 (中央府税事務所)
- 和田 真 (南部流域下水道事務所)
- 塩塚 幸子 (京北府税事務所)

### 応募 府職労本部まで 締め切り 3月25日(火)

正解者の中から抽選で5人の方に図書カード(1000円分)を呈します。①解答②お名前③支部分会職場名④最近のできごとやメッセージを書いて、府職労本部まで、届けて下さい(はがき、メールやファックス可)。当選者は、次の1日号で発表します。メッセージは、つづやきに採用させていただくことがありますので、匿名希望の方は、その旨お書き添え下さい。